平成２３年（フ）第４７４号
奈良市秋篠町1031番地の72、住民票上の住所奈良市帝塚山２丁目21番37―306号
破産者　藤井　慎也
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３０号
奈良県天理市川原城町646番地グリーンパークコート901号室
破産者　齊藤　忠男
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２４号
広島市東区矢賀３丁目12番20―105号
破産者　田中　　馨
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７号
大分市大字鴛野1068番地の13
破産者　大塚　淑子
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８１号
福岡県豊前市大字四郎丸1063番地１、申立時の住所大分市大字竹矢2103番地の２
破産者　宿名　則行
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２３２号
埼玉県新座市東１丁目８番40号　ヴェルドミール新座217号
破産者　坂牧　茂登
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎365番地８、破産手続開始決定時の住所埼玉県幸手市中４丁目５番19号
破産者　保坂　吉則
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５９号
さいたま市西区大字指扇441番地２、破産手続開始決定時の住所さいたま市西区指扇551―11
破産者　長塚惠美子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７１２号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番３―806号
破産者　山本　高弘
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６３号
大阪府松原市上田３丁目６番20号アーベイン松原908号、開始決定時の住所大阪市東住吉区中野１丁目２番21号
破産者　萬野　喜之
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６８号
大阪市中央区高津３丁目３番10―301号
破産者　髙橋　和江
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１２号
大阪府守口市京阪北本通５番31―603号
破産者　加藤喜美代
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２号
広島市南区東雲本町２丁目６番９号
破産者　安森　博幸
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
北海道北見市西富町３丁目18番２号
破産者　齋藤　芳明
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
岩手県二戸市堀野字上東３番地７
破産者　梅内　英之
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１８号
秋田県横手市金沢本町字荒町49番地
破産者　加藤　誠悦
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第６２９号
静岡市駿河区中島46番地の65
破産者　鈴木　正子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４号
高知市種崎37番地
破産者　松田　直幸
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係